

【令和5年度決算】

都市計画税の使途について

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税される市税です。主な使途としては、街路整備事業、公園整備事業などがあります。

令和5年度の都市計画税(1,965,660千円)は、以下のとおり都市計画事業費(2,280,088千円)の財源として活用しました。

<都市計画事業費等の内訳>

(単位:千円)

区 分		R5年度(決算)
都市計画事業費等	街 路	0
	公 園	262,044
	下 水 道	0
	そ の 他	4,063
	市 街 地 開 発 事 業	0
	都 市 計 画 事 業 計	266,107
	地 方 債 償 還 額	2,013,981
合 計	2,280,088	
財源内訳	地 方 債	118,400
	国 ・ 府 支 出 金	69,400
	負 担 金 そ の 他	13,442
	都 市 計 画 税 収 入 額	1,965,660
	一 般 財 源 等	113,186
	合 計	2,280,088